# 松本市観光情報センター物販スペースにおけるゴジラ関連コラボレーション商品配架業務

# 公募型プロポーザル指示書

一般社団法人 松本観光コンベンション協会

## 1 事業趣旨

本事業は、松本市観光情報センターの物販スペースにゴジラ関連のコラボレーション商品を配架・販売することにより、観光客等の来訪促進及び施設の魅力向上を図るとともに、松本の観光資源や地域の魅力を発信し、市内周遊及び観光消費の促進につなげることを目的とする。

## 2 業務概要

(1) 業務名称：松本市観光情報センター物販スペースにおけるゴジラ関連コラボレーション商品配架業務
(2) 業務内容：別紙「松本市観光情報センター物販スペースにおけるゴジラ関連コラボレーション商品配架業務 公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。
(3) 販売形態：委託販売方式とする。協会が一括してレジ業務を行い、売上金から所定の販売手数料（税込売上金額の20%）を控除のうえ、2 カ月に 1 回（奇数月末締め）で各事業者に精算する。
(4) 最大選定予定者数：12社（販売スペースおよび審査結果により増減することがある）。

## 3 委託期間および契約条件

(1) 契約期間：契約締結の日から令和 9 年5月 31 日まで。
(2) 契約更新：本契約は期間限定の委託販売とし、契約の更新は行わないものとする。
(3) 契約締結：令和 8 年 12 月を予定する。契約締結後、速やかに商品を搬入できることを条件とする。
(4) 契約解除：別途仕様書「契約解除条項」によるほか、衛生事故、商品クレーム多発、長期にわたる売上不振その他正当な理由がある場合、協会は契約期間中であっても契約を解除できる。

## 4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

・ゴジラ関連コラボレーション商品の販売に関し、東宝株式会社その他の権利者から必要な許諾等を得ており、本業務において適法に商品を販売することができる者であること。

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

・公告の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

・松本市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

・国又は地方公共団体等において、指名停止措置を受けていないこと。

・取り扱う商品の種別に応じ、必要となる以下の許認可・届出を有していること。

① 食品(菓子・加工食品・コーヒー等)を扱う場合:食品衛生法に基づく営業許可または営業届出

② その他、商品特性に応じて法令で定められる許認可・届出

・生産物賠償責任保険(PL 保険)に加入していること、または契約締結までに加入することを誓約できること。

※ 複数者が協力して参加する場合は、構成員全員が上記要件を満たすこと。契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者とする。

## 5 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

| 項目 | 日程 |
|---|---|
| 公募開始日 | 令和 8 年 11 月 4 日（水） |
| 質問受付期限 | 令和 8 年 11 月 9 日（月）17 時 |
| 質問回答公表 | 令和 8 年 11 月 10 日（火） |
| 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 11 月 11 日（水）17 時 |
| 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 11 月 24 日（火）17 時 |
| プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 11 月 30 日（月）　予定 |
| 選定結果通知 | 審査後速やかに通知 |
| 契約締結 | 令和 8 年 12 月　予定 |

※ 上記日程は変更する場合がある。

### (2) 質問の受付

質問は、令和 8 年 11 月 9 日(月)17 時までに電子メールにより本指示書最終頁の問合せ先へ送付すること。回答は適宜取りまとめのうえ、令和 8 年 11 月 10 日(火)までに松本観光コンベンション協会ホームページにて公表する。

### (3) 参加表明書の提出

・参加表明書(様式任意。参加資格要件を満たしている旨を明記)

・会社概要

・必要な許認可の写し(該当する場合)

提出方法:PDF ファイルを電子メールに添付して提出すること。

### (4) 企画提案書の提出

企画提案書は、A4 判・縦長・横書きとし、5 枚以上 20 枚以内(表紙・目次を除く)を目安とする。次の事項を必ず含めること。

・配架予定商品の概要(商品名・写真・小売価格・原価・「ゴジラ×松本」の説明・主要ターゲット)

・商品ラインナップの考え方(インバウンド対応、季節商品、価格帯のバランス等)

・売上予測に関する提案

・商品の補充・在庫管理・品質管理・衛生管理の体制
・事故・クレーム発生時の対応体制
・導入スケジュール
・会社概要、事業実績、財務状況

提出方法：PDF ファイルを電子メールに添付して提出すること。

**（5）参加辞退**

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を電子メールにより提出すること。

## 6 選定方法

### （1）選定方法

| No. | 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 1 | 事業理解度・基本姿勢 | 観光振興への理解、取り組み姿勢の積極性、事業趣旨への共感 | 10 |
| 2 | 商品の魅力度（松本らしさ） | 下記 3 軸を総合的に評価<br>① 松本市内で製造・加工された商品か<br>② 松本×ゴジラをモチーフとしているか<br>③ 松本市内の事業者が企画・販売する商品か | 30 |
| 3 | 商品ラインナップ・価格設定 | インバウンド対応、価格帯バランス、季節性、独自性 | 20 |
| 4 | 収益予測の妥当性 | 売上予測の根拠、需要見通しの合理性 | 10 |
| 5 | 保守・運営体制 | 補充頻度、在庫・品質・衛生管理体制、緊急時対応 | 10 |
| 6 | 企業実績・信頼性 | 会社概要、過去の販売実績、財務安定性、保険加入状況 | 10 |
| 7 | 導入スケジュールの妥当性 | スケジュールの現実性、準備体制の充実度 | 10 |
| 小計 | 基本配点 | — | 100 |
| 加算 | 会員加算 | 令和 8 年 11 月 30 日時点で提案者が松本観光コンベンション協会の会員である場合に加算（入会申込書の提出を含む） | +10 |
| 合計 | — | — | 最大 110 |

契約候補者の選定は、松本観光コンベンション協会が設置する企画競争実施委員会において、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を総合的に審査して行う。

**（2）評価項目および配点（基本配点 100 点＋会員加算 10 点＝最大 110 点）**

**（3）最低評価基準点**

最低評価基準点は、基本配点 100 点（会員加算前の 100 点）の 7 割（70 点）とする。これに満たない提案は、会員加算の有無にかかわらず選定対象外とする。

**（4）書類審査**

選定予定者数を超えた場合は、提出書類による書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定することがある。

**（5）プレゼンテーション審査**

・1 者当たり 25 分程度（説明 15 分、質疑応答 10 分）

・形式：原則として対面。

・商品サンプルを持参すること

**（6）契約候補者の決定**

評価点の高い順に、販売スペースおよび商品バランスを考慮のうえ、最大12社を契約候補者として選定する。

**（7）結果通知および公表**

選定結果は、参加者全員に通知する。すべての会社と契約締結後、協会ホームページにおいて契約先、参加者数、評価結果の概要を公表する。

## 7　参加資格の喪失

参加者が次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

・参加資格要件を満たさないことが判明した場合

・提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

・審査の公平性を害する行為があった場合

・委員会委員に対して直接又は間接に接触し、選定に影響を及ぼそうとした場合

・その他、本プロポーザルの適正な実施を妨げる行為があった場合

## 8　参加資格等についての申立て

参加資格に関する通知に異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 営業日以内に、書面により申し立てることができる。

## 9　評価についての申立て

選定結果又は評価に関して異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 営業日以内に、書面により申し立てることができる。

## 10　企画提案の著作権等に関する事項

（1）企画提案書等の著作権は、各提案者に帰属する。

（2）協会は、本業務の実施に必要と認める場合には、提案者に通知のうえ、企画提案の内容を利用し、又は必要な範囲で改変することができる。

（3）提案者は、提出した企画提案書等が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。

（4）採用された提案に基づき配架される商品の写真等は、松本市観光情報センターおよび協会の広報・観光 PR 目的において、協会が無償で使用できるものとする。

## 11 その他留意事項

・企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
・提出後の書類の差替え、変更又は再提出は、原則として認めない。
・提出書類は返却しない。
・提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的には使用しない。
・見積書を提出する場合は、初期費用および月額費用が分かるように記載すること。
・本プロポーザルに関して取得した個人情報は、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない。

## 12 問合せ先および提出先

一般社団法人 松本観光コンベンション協会
担当：熊田 華順
〒390-0873 長野県松本市丸の内4番18号
電話：0263-60-8478
電子メール：k.kumada@matsumoto-tca.or.jp